

# サービスパンフレット

短期入所用

## 短期入所とは

障がい児や障がい者の方の心身の状況や病状、その家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため一時的に養育・介護をすることができない、または家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスです。

### <利用例>

- ★養育・介護しておられる家族の休息のため
- ★養育・介護しておられる家族の通院のため
- ★障がい児・障がい者の方の心身状況等が悪化したとき
- ★学校行事等で平日が振替え休日のとき
- ★夏休み等で学校が長期休みのとき

\*具体的な利用希望日や期間等については当園の担当職員にご相談ください。

## 利用対象者について

### 短期入所を利用できる方は…

- (1) 障害程度区分が区分1以上である障がい者
- (2) 障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

## 運営方針について

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行います。  
利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

## 手続きについて

### ◆障がい児、障がい者

サービスの利用を希望する場合は、まず出身市町村で申請手続きをして障害程度区分について認定を受けて下さい。  
その後の手続きは以下のとおりです。

## サービス利用の流れ

### ◆利用の申請手続き◆

サービスの利用を希望する場合は、まず出身市町村の役場で申請手続きをして障害程度区分について認定を受けます。



### ◆サービス等利用計画書の作成・提出◆

サービスの利用者は、「サービス等利用計画書」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。



### ◆支給決定◆

市町村は、提出された「サービス等利用計画書」等をふまえ、支給決定をします。



### ◆サービス等利用計画の作成◆

「指定特定相談支援事業者」は支給決定後に、サービス事業者等と連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。



### ◆利用の方法◆

利用を希望する場合は、「障害福祉サービス受給者証」等をお持ちになって、直接、当園にお申し込み下さい。



### ◆契約・サービス利用◆

利用にあたっては当園と利用契約書を交わし、サービスをご利用いただきます。

### ◆利用負担額◆

利用したサービスの定率負担は利用者及びその世帯の状況(所得等)に応じて負担上限額がございます。この他に食費(\*)、光熱費、おやつ代等の実費をご負担いただきます。  
\*食費については、利用者及びその世帯の状況(所得等)によって減免措置があります。

## 費用について

利用者は、利用したサービスの負担上限月額(注1)の金額と、それ以外の利用料金(食費・光熱水費、日常生活上必要となる諸経費等)の合計金額をお支払いいただきます。具体的な利用負担額については当園の担当職員にご相談ください。

種類	内容
食費	・朝食：250円・昼食：560円・夕食：620円 (一日当り 1,430円)
食費(注2) (食材料費部分)	・朝食：150円・昼食：350円・夕食：370円 (一日当り 870円)
光熱水費	・一日当り 328円
その他	実費

注1…負担上限月額は、家計の負担能力その他の事情をしん酌して決まります。負担上限月額は市町村から発行される受給者証に記載されています。

注2…食事提供体制加算に該当する場合、食費のうち食材料費のみをご負担いただきます。(対象者はサービス受給者証に記載されています。「食事提供体制加算・該当」)



施設のある呂南町・石見地域

### 《問い合わせ先》

障がい者支援施設 くるみ邑美園  
障がい児入所施設 くるみ邑美園児童部  
電話 0855-95-0327  
IP電話 050-5207-3275  
Fax 0855-95-1991  
E-mail kurumi@ohtv.ne.jp